

令和6年度鮭川村除雪機械運転手（会計年度任用職員）募集要項

1 雇用条件

- (イ) 鮭川村内に居住していること。
- (ロ) 第一種運転免許、大型特殊の資格を有すること。
- (ハ) 労働基準局指定教習機関で交付する技能特別講習修了証を有すること。
- (ニ) 心身ともに健康であること。

2 雇用期間

令和6年12月1日（日）～令和7年3月31日（月）

3 報酬

月 額：227,000円～230,000円

鮭川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第3条別表1、2－18号給（238,600円）を適用し、勤務時間相当額（37.5／38.75）に換算したものを支給する。又、時間外勤務命令については、鮭川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則第15条、第16条に基づき時間外勤務手当により支給する。

4 勤務日

勤務日は月曜日から金曜日までの5日間とし、休日は土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌1月3日までとする。但し、降雪の状況により振替勤務並びに時間外勤務を命ずることができる。

5 稼働時間

- (イ) 早朝除雪を要する日は、午前3時00分から午前11時30分までとし、休憩時間は1時間00分とする。

3:00	15	7:30	8:30	11:30
出	出	回	朝	退
勤	動	送	食	庁

- (ロ) 早朝除雪を要しない日は、午前8時30分から午後5時00分までとし、休憩時間は1時間00分とする。

6 年次有給休暇

雇用期間中 3日とする。

7 手当、費用弁償の取り扱い

鮭川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則第22条、第23条に基づき支給する。

8 作業内容

①車道除雪

主要幹線道路、バス路線、通学路及び公共、公益施設への道路については早朝作業により除雪を実施し、午前7時30分までの完了を目標とする。また、積雪量が増大し除雪による雪が路肩に集積され道路事情が悪化した場合は、関係機関との調整を図り現場状況を把握のうえ幅出し路面の整正等の作業を行う。

②村道以外の除雪

(イ) 村内公営施設（村管理）の取付け道及び駐車場の除雪は常時実施する。

(ロ) J R羽前豊里駅については早朝除雪体系に入れ実施する。

(ハ) 村内公共施設（郵便局等）及び村内企業の取付け道及び駐車場の除雪は、企業からの申請により日中において車道除雪に余裕が出た時点で、除雪機械が稼働できる範囲で実施する。

9 申込・問合せ先 鮭川村農村整備課管理係

Tel : 0233-55-2111（内線274／275）